

# 自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

- 1.設置場所 桑名福祉センター(桑名市額田455番地3)
- 2.受容設備 

①設備容量	400kVA
②受電電圧	6, 600V
③非常用予備発電装置	なし
- 3.点検内容 

①定期点検A(詳細は別表)
隔月1回
②定期点検B(詳細は別表)
年1回
- 4.点検業務に必要な材料は原則として、業者の負担とする。
- 5.点検終了後、速やかに報告書を提出し係員の確認を受けること。
- 6.その他関係法令、条例等を遵守すること。
- 7.契約期間 2022年4月1日から2023年3月31日までとする。

## 点検、測定及び試験の基準

電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検	
			I	II		
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
	遮断機 開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	母線、計器用変成器 断路器、避雷器 電力用コンデンサ その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック		○		
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
絶縁抵抗測定				○※1		
絶縁油透明度チェック				○※3		
絶縁油酸価度試験				○※3		
絶縁油破壊電圧試験				○※3		
内部点検				○※3		
放電雑音チェック			○			
温度チェック			○			
配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック		○			
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		

電気工作物	点検、測定及び試験項目	定期点検A	定期点検B		臨時点検
			I	II	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器	外観点検	○	○	必要の都度
	電気溶接機	絶縁抵抗測定		○※1,6	
	その他の電気機器類	接地抵抗測定		○※4	
	照明装置	温度チェック		○	
	配線及び配線器具	漏洩電流測定	○※5	○※5	
	接地装置	絶縁監視	○※7	○※7	
	配電線路の電線等及び支持物				
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	必要の都度
		起動試験	○	○	
	内燃機関及び附属装置				
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※4	
遮断器・開閉器	受電設備と同じ				受電設備と同じ
その他の電気機器類					

- 注 (1)「外観点検」とは、目視により点検を行うことをいう。
- (2)定期点検B(I)は無停電で行なう点検で、定期点検B(II)は停電をして行なう点検(停電点検)をいう。なお、定期点検B(II)は3年に1回行なうものとする。
- (3)※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由により行なわなくても良い。
- (4)※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年をこえたものは5年経過毎にそれぞれ行なうものとする。  
ただし、定期点検B(I)の点検周期により、経過年数以前に行なった場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行なうものとする。  
※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。  
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (5)※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行なうものとする。  
ただし、定期点検B(I)の点検周期により、経過年数以前に行なった場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行なうものとする。  
※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。  
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (6)※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行なわなくても良い。
- (7)※5を付した測定は、絶縁監視装置を設置した場合は行なわなくても良い。
- (8)※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることができる。
- (9)※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。  
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を定期点検A、B実施時、誤差試験を年1回行なうものとする。

# 電力デマンド監視業務仕様書

## 1. 監視業務の対象

- (1) 事業場の名称 桑名福祉センター
- (2) 事業場の所在地 桑名市額田 455 番地 3

## 2. 監視業務

### (1) 最大電力使用量の監視業務

- ・電力会社が設置した電力需給複合計器より発するパルス信号による 30 分間のデマンド監視業務
- ・受変電設備内に設置された電力演算装置より発するパルス信号 30 分間のデマンド監視業務

## 3. 装置の設置工事

- (1) 装置の設置及び撤去、破損品・消耗品の交換に要する費用は業者の負担において行う。

## 4. 契約期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 1 2 ヶ月とする。